

会 議 録

会 議 の 名 称	本荘地域協議会 第3回市の公の施設を協議する専門部会
開 催 日 時	平成20年12月25日(木) 午後2時30分(～4時30分)
開 催 場 所	本荘由利広域行政センター「第4会議室」(4階)
出 席 者 氏 名	「出席者名簿(網掛け)」のとおり
欠 席 者 氏 名	「出席者名簿」のとおり
会 議 次 第	
1. 開 会	
2. 部会長挨拶	
3. 協 議	
・市の公の施設(本荘地域)について意見交換	
4. 閉 会	
会 議 の 経 過	別紙のとおり

本荘地域協議会 専門部会委員名簿

出席者: 網掛け

専門部会役職	氏名	分科会
部会長	村岡 兼幸	1
委員	細谷 文夫	3
委員	本間 達雄	2
委員	畠山 恵美子	2
委員	瓜田 智哉	1
委員	伊藤 孝志	3
委員	鈴木 優子	3
委員	佐々木 誠	3
委員	磯貝 道子	2
委員	田口 靖夫	1
委員	大嶋 順子	2
委員	佐々木市雄	1

平成20年度本荘地域協議会
第3回市の公の施設を協議する専門部会
行政出席者名簿

由利本荘市（1名）

	職名	氏名	備考
1	企画調整部長	中嶋 豪	

事務局（企画調整部企画調整課：2名）

	職名	氏名	備考
1	課長	大庭 司	
2	主査	佐々木 夢 司	

会議の経過

第 3 回 市の公の施設を協議する専門部会

平成 2 0 年 1 2 月 2 5 日 (木)

午後 2 時 3 0 分 開会

4 時 3 0 分 閉会

1 . 開 会

2 . 部会長挨拶

皆さん大変ご苦労様です。年末のお忙しい中、第 3 回の市の公の施設を協議する専門部会ということでお集まりいただきましてありがとうございます。第 1 回、第 2 回と短い時間ではありましたが、本当に忌憚のない色々貴重な提言を頂いたというふうに思っております。

今日は第 3 回で、もうあと 1 回か、どうしても纏まらない場合はもう 1 回、後 1 回か 2 回位でなんだかの提言といえますか、大きな方向性をこの専門部会として出していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そういう意味で第 3 回なりますけども、私自信も含めて、少し日にちが経つと前回の議論を若干忘れてたりとか、何処まで進んだのかという思ひもありますので、少し今までの経緯を説明してから協議に入りたいというふうに思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

3 . 協 議

・市の公の施設(本荘地域)について意見交換

事務局(企画調整課主査 佐々木)

- ・第 1 ~ 2 回協議内容の報告
- ・今後の協議の進め方について説明
- ・資料 1 ~ 2 の説明

部会長

今、今までの第 1 回、第 2 回目、それから方向性についてある程度事務局で整理したものを話しをしていただきました。これから提言的なものにまとめていくのは非常に難しい作業だと思いますけども、基本的には協議事項として論点を 3 つ位に絞っていただきましたので、これに沿った形で一通りご意見をまず頂いて、その中で少しどういうふうにして絞り込んだら、或いは方向性を出していくのかということで、話を進めていきたいと思ひますので、1 番の「公の施設の差引経費」に関する考え方、2 番「住民自治のまちづくり」と「公の施設」の在り方に関する考え方、3 番「文化複合施設」に関する考え方というこ

とでご意見いただければと思います。

F 委員

資料2にあるように、各地域に体育館があるわけですね。私松ヶ崎ですけども、松ヶ崎の体育館なんかを見ると、大変使用頻度が非常にある、非常に効率よく使っている体育館だなといつも見ているんです。しかしながら、光熱費なんかを見ると、歳出の大体40%位を占めているわけですね。212万円の歳出ですけども、その内の85万6千円ばかり、大体40%。人件費、その他のものはメンテナンス関係でこれはどうしても我々地域住民だと賄うことが出来ないのだから当然市で出さなければならない費用なわけで、それで85万6千円をそのままにしておいていいのかということ。やはり利用者、受益者負担という言葉はあまり好きではないですけども、やはり応分の負担というようなこと、やはり協力というふうなことで考える必要があるのではないかな、そういう時期にきているのではないかなと思うわけです。

それで、協力費として金を出すという方法もあるでしょうし、或いは利用の仕方によって、例えば電気の節約。利用する時間帯を減らすとか、或いは10ある電球をいくらか減らすとか、そういうふうな色々な方法があるのではないかなと思っているわけで、ところが利用者方にそういうふうなことを求めるとすれば、十分な利用者の理解というものを得る必要があるのではないかなと思っているわけです。ただ行政の方から今回このような経費が掛かっているからこれだけのことを応分の負担をしてくださいということではなくて、やはり住民、利用者と十分に話し合いながら、それなりのお互いが納得のうえで決めていくというような方法を取る必要があるのではないかなと思っています。

それからもう一つ。アクアパルは差引経費が2000万円を超えているようですけども、今はどうなっていますか。前は運営委員会というふうなものがあつたんですけども、今もこういうような施設に運営委員会というものはあるんですか。

事務局

あります。

F 委員

あるんですか。

前に私アクアパルの運営委員をやっていたことがあつたんですけども、その時に穏やかな、静かな運営委員会であって、それぞれの地区の利用者数だとか、事業だとか、或いはそれぞれの代表の方の意見を聴取するとかそういうふうなことであって、こういうような運営に係る話しは全然無かつたんですよな。予算・決算を出されたか定かでは無くなりましたけども、運営委員会でもっとももっとこういうふうな運営に関わることをですよ検討するということがあつてもいいのではないかなというようなこと。それぞれの利用者の代表の方が集まって形成しているのが運営委員会になるので、もっとももっとこういう人方に実情というものを知って貰ってですよ、そして本日のようなことがそろそろ求められてきているのではないかなと思うのですけども。

こういうふうなことをもっていくためには、やはり利用する住民方の理解というものを

納得というものを十分得られるような手だてを講じていかなければならないのではないかと
いうふうに思います。以上です。

L 委員

関連して。

私はあまり施設なんかを利用する方ではないもんですから、身近にある砂子下のコミュニ
ティセンターで時々お世話になっております。ここは私共は地元町内だということで減
免の方で足引っ張っている方に入るのはないかなと思うんだけど、ただ1年365日
の中で481件使っているわけですね。これは回数としては限界ではないかなというふう
に考えるんですよ。経費の不足が生じるということは使用料は条例で決まっているから、そ
れ以上の経費を貰うわけにはいかないということで、赤字でなくて、経費不足を生じる
というような見方をしているんですけども。やはり利用件数を増やすより収入を上げる方法
がないとすれば限界ではないかなと考えているんですよ。

それから、今Fさんが仰ったけどもね、例えばこういった公民館は別にして、例えば温
泉とかの利用施設に対しては運営委員会もいいんだけども、民間を考えてみれば1つの会
社として赤字が出れば、まずは経営の合理化とか色々検討すると思うんですよ。資料を見
れば毎年コンスタントに赤字を出しているわけだから、これは何も努力をしていないの
ではないかと悪いけどもそういう偏った見方をしてしまうわけですよ。赤字を利用経費不足
を解消するためにこの施設は何を努力しているのか、当然努力しているんでしょうけども、
そこら辺が見えてこないわけですから、先程言った偏った見方をしてしまう。

やはり毎年こういう事業をやって赤字を解消して行くというような経営方針みたいなもの、
何か作らせていくというのも必要ではないかなという感じがする。公民館とかはそう
いうのは別ですけども、そういうふうなことを感じましたので。

部会長

ありがとうございます。何か関連して。

事務局（企画調整課長 大庭）

資料1の(1)ですが、 と区分けさせていただいてます。「差引経費」とちょっと
行政用語みたいな言葉を使っていますけども、要するに に置いたのは、民間に同様の施
設があるということは民間でやられているということですから、L委員さんが仰ったよ
うに市も行政努力すればプラマイ0までは行けるんじゃないかと思われる施設はあるの
ではないかという考え方なんです。ところが、そのプラマイ0で民間にすればいいのでは
ないかというのと、今の世の中ですから民間で「はい分かりました」と右から左に言えるよ
うなものではないと思います。つまり、そこにはある程度市から、例えば遊泳館を運営
するのに年間3000万円の赤字だとすれば、その半分位は補てんするからどこか民間で
やってもらえないだろうかという意味の括りが に当てはめられるようなものでないかな
というふうな考え方をしたわけです。

ところが はそうはいかない。これは例えば一番いい例が公民館・体育館でしょうけど
も、あくまでも公設民営みたいなものではなくて、市が持っていてそこには一定の受益者

負担等が今後は少し願います、受益者負担という言葉が良いかどうかは別にして、そういうふうなものが位置付けられる性格のものではないかなと。今F委員の方で仰って頂きましたけども、ある程度やはり、少し頑張るって使う側の方でも理解して貰わなければならないものだと思います。

は、なんとしても公的な市が責任を持ってやるべきものだろうという3つの括りになるのではないかなということで見てもいい訳なんです。事務局側で提案しましたが、この考え方そのものがどうなのかなという疑問もあるものですから、この委員会の中でこういう括りについて、今たまたま同じような考え方なのかなということでもF委員とL委員から出しましたけども、その辺を、事務局側からの提案についてどのようにお考えなのかなという辺りをお聞きさせて頂ければありがたいなというふうな話しで発言させて頂きました。

H委員

前回欠席しまして申し訳ございませんが、前回話が出たと思いますけども、今も事務局の大庭さんの方からお話しありましたように、行政が責任を持ってやはり管理をしなければならぬ施設というのは、私はこの中のいくつかというよりも多くあると思います。というのは、1つ体育施設を見ても、やはり体育施設は一般の人達が金を出して使うというふうなことも当然ありうることなんだけども、やはり由利本荘市のスポーツというもの、いわゆるエリートスポーツを生み出すためには、やはり民間で体育施設を使わせることも必要だと同時にそういうものを作らなければならない。そういう人を作っていくかなければならないという行政上の使命感もあると思うんです。けども行政でそういう人を作るというふうなことだけではいけない。やはりスポーツ団体というような団体があるので、そういう専門の団体の中でエリートのスポーツ、いわゆる国際大会、オリンピックに出るような選手を作るために、やはり施設を使って貰う。というふうなことがやっぱり、それはどうしても専門のスポーツマンを作るためにはやはり専門的な施設がないと多目的な施設ではいけないのではないかなと。

そこで本荘の施設を見ますと、例えば陸上競技場を見ても或いは体育館を見ても、そういうエリートを作るような施設があるので、そういう施設はどうしても行政で責任を持って管理をして行く、或いはスポーツ団体の方と一緒に管理をして行くというふうな面も必要になって来ると思うので、そこである程度そういう行政で責任を持って行くべき施設というものを篩いにかけて、ここから抜き出してそれは別格にして、それ以外でどうしても経費を節減していくためには、利用者から受益者負担を貰うということ。ある程度体育施設としての振り分けが必要ではないかなと思うんだけど、それは前の会議の中で出ていたと思うのですが。

F委員

少し競技施設というのは、またこれは別の問題でないかなと思うわけです。スポーツを育成するということであればですね。我々が今考えているのは各地域の体育館というふうな問題。体育館の運営についてですよ、大同小異各地域にある体育館を見てみると、何が掛かっているかということ、光熱費が掛かっているわけですね。これに非常に大きなお金が掛かっている。そのために利用回数はこれで良いわけだけでも、利用頻度がこうあればあ

るほど良いんだけど、それに応じて光熱費が掛かって行くというような現状なんです。だからそこを何とするかということをもまず1つ考えなければならぬと思うわけです。

それで、使っている人達はそれぞれサークル・団体、或いは色んなそういう人達が使っているわけですね。それに対してこういうような現状だから協力して貰えないかということをも代表者が集まってその中に協議会みたいなものを作って、きちんと交渉しながら「あなた方どうするのか」というようなことを問いかけながら詰めていく必要があるのではないかと考えています。それでそのためには色んな方法があるだろう、いわゆる協力費という面もあるだろう、今言ったように体育館の利用時間を減らして節約するというふうな、そういうようなこともあるでしょうから、そういうことを互いに納得の上での、節減の仕方というふうなことをですよ考えていかなければならぬのではないかなど。住民自治というふうな言葉も出て来ているわけですから、そういうふうなことで体育施設は市の施設であると同時にやはり住民の施設でもあるでしょうというふうなことをですよ、そういうふうな意識を持ちながら節減ということを考えていくべきでないかなど。

Hさんが仰ったような競技スポーツの選手方を養成するような、そういうふうな施設はプラス必要でないかなと思います。

H委員

F先生の言うことは私も十分分かります。

だけれども、スポーツを盛んにしていくという思想、普及していくためにはやはり体育施設というものをどう使わせるか、どう使って貰うか。経費の問題はその後ではないかなど。だから行政としてはせつかくこれだけのものをきちんと各地区毎に行ったんですから、そういうスポーツ感覚、スポーツ思想というものを普及をして、スポーツを盛んにするということが、1つの住民の活力に行くのではないか。スポーツを盛んにするというふうなことの狙いから行くと、どうしても体育施設を使って貰う。だから一面においては各公民館があるとす、建物でなくて行政上の公民館を担当している職員がいるとすれば、そういうような普及も地域住民の中でやはりしている。例えばソフトボール1つ見ても、全市ソフトボールもかなり盛んに町内毎やっているとすうんだけど、やはり段々段々人もチームも少なくなってきたというようなことも聞いておりますので、そんなことを少し考えてもスポーツのまちづくりというふうな感覚で1つこういう体育施設というものも考えていくべきでないかというふうなことも考えられる。そして経費の問題については、そこでどうするかという問題に行くのではないか。最初からみんなで負担しましょというのは分かるんです。だけれども、まず負担ありきというのには、ちょっと体育施設は、市民の体育思想を盛り上げるためには、何かしら違うのではないかという感じがします。

部会長

なかなか難しい問題で、そういう部分でお金は二の次にして育てようという1つの発想もあるだろうし、地域体育館となると利用者がある程度限られている中なので、あくまでも上げるということだけでなく、応分の、応分というのは非常に曖昧ですけども、例えば今100円だとすれば150円位までなら許されるのではないかと、そういう検討は必要な時期に来ているのだというふうに思います。

ここに3つにあえて分けて頂いて、この3つが正解かどうかは別にして、「公の施設」という1つの括りの中では議論が中々進まないの、ある程度整理をした上で全く行政が管理すべき施設もあるでしょうし、応分の負担の考えるという部分とか、或いはもっともっと積極的に民間の中でやって行くというのも出て来るでしょうし、カチツとした提言は出来ないかもしれないけど、分類をしてやっていく方法がまずは1つ今の公の施設に対する、経費の問題に対するメスを入れることになりますので、私は方向性としてはこれで良いのではないかと思うんですが。

L 委員

私も良いと思いますよ。

今のスポーツの件もやはりある程度ここから上は別団体でやる、ここまでは一般市民も参加してというボーダーラインがあると思うんですよね。専門的になるとは思いますけど。

F 委員

経費の問題で無くなって来るんですよ。

A 委員

大庭さん1つ。

例えば公の施設の場合は、基本的に公が責任を持って広く市民のために使わせる施設であると条例に書いているとおりなんです。ところで体育施設の場合、健康増進だとかスポーツ振興というのが表にあるわけだけでも、それぞれ使う人によって考え方が違ってくるかもしれない。そこで資料を見て思いますが、同じ体育館でありながら、何で石沢だけが全部無料になっているのでしょうか。無料なら無料で良いんだけど、聞きたいことは「利用人員」と「減免」があって、大きく「減免」分と開きがあるということは、同じような施設でありながら地域によってなぜこんなに扱いが違うんだらうかということです。指示が悪いのか担当段階での判断や考え方が違っているのか分かりませんが、減免の捉え方など、今後の課題でないかなという気がします。

中嶋企画調整部長

施設の今仰られました減免の関係については条例上、条文上は殆どが同じ表現をしています。ただ、個々の施設によって取扱い、解釈が違って来る部分がございます、今行政改革推進本部の方で平成22年4月に向けて、年明けには地域協議会の方に説明する機会があると思いますが、1つ減免基準の統一、考え方の統一をしていかなければならないということは考えています。

ある程度今までみたいに、例えば殆どのところが減免して来た訳なんですけど、そうではなくて、やはりある程度減免は限定した形にしていかなければならないのではないかとこの考え方は持っております。利用料・使用料はそのままという形ではなくて、浅く広くご負担いただくというふうな方向になるのかなというふうに考えています。

後もう1つ、無料とある石沢体育館は少し特殊でして、旧中学校の体育館をそのまま地区体育館として活用してきた経緯がございます、中学校体育館ですので恐らく利用料規

定が無かったか、有っても地区の方々の恩恵で使って来たので減免されているのかなと理解しています。後は建てる際も財産区の地域補助も有って、これは石脇の体育館も有ったんですけども、そういうことも有って地区の住民が利用する際は、免除するということがあるのかなと。

ですからその辺のところは利用料の規定も含めて、行政改革推進本部が中心になって市全体で利用料のある程度の公平性を保つということと減免規定の統一というふうなことで進めております。

A 委員

そうでなければ同じ市民が利用する場合に不平等だと言われることにもなるので、同じ条例に基づいて、いかなる施設であっても公で管理する以上はやはり同等に取り扱うよう配慮願います。

中嶋企画調整部長

その辺のところを含めて今整理している段階ですので、来年には具体的な形で皆さんにご相談できる形になると思います。

部会長

今も出ましたけども、いわゆる基準の公平性というか、統一化は必要ではないかということは、もしかしたら 1 項目必要かもしれませんね。検討はしているんでしょうけども。

A 委員

条例の書き方だけでなく、扱う人(管理担当者)の判断もあるだろうから。研修なり、同じような目で進めるような教育が必要に思います。

H 委員

それからあれですか、体育館を使用する場合、体育館は本当の体育をするためでなくて集会とか何かそんなところにも使う、そういう使い方もいっぱいあるのですか。

中嶋企画調整部長

数は別にして敬老会とかあります。

H 委員

敬老会でなくて、民間でそれ以外に例えばどういうものがありますか。

事務局(企画調整課長 大庭)

例えばですね、体育館という体育が出来る施設という考え方をすると「講堂」という名前になっているところもある。例えば広域交流センターなんか「講堂」みたいな名前になっているんですけども、あそこは現に民間の古物商さんが販売している場合もある。そういう場合はキチッと支払ってしまいますが。

H委員

色んなものに例えば業者なら業者、体育館は何にでも貸しても良い施設になっていると思うので、何にでも貸すそっちの方からはバッチリ取るんでしょ。そういうふうな支障がない場合はそれを大いに貸した方が良いと思う。そしてバッチリ取った方が良いと思う。

F委員

地域の文化祭だとか保育園の運動会だとかそういうふうなときに結構使っています。

事務局（企画調整課長 大庭）

ある程度公的な、一定の団体とか限られた人達だけに利益があるのでなくて、全体のものについては当然無料というか、減免というか。

H委員

だからそういう準公のようなもの、そういう利用者から利用料を取るか取らないかということにまた1つの問題があるのですよこれは。

L委員

条例で決まっているでしょ。

H委員

例えば保育園でたくさん使いますよと。冬になれば暖房料とかいっぱい掛かるけどそれは無料ですとなるんですか、それは応分の負担を頂きますということになるんですかというふうなこと。それが全てが赤字でスポーツをやる人のためにこの赤字なのか、マイナスなのかとなると私は体育館という趣旨から言えば先程申し上げましたように、スポーツのまちを創るため市民の活気を呼び起こすためには、どうしてもスポーツというのは離されないのではないかなと思うので、それも公だといえれば公になるでないかなと私は思うので、それでもって申し上げているなやな。それでそういう使い方について、どういう使い方があるのですかと聞いたところです。

事務局（企画調整課長 大庭）

ただ、今仰いましたご意見については、今うちの部長も話しましたが、いずれ再来年に向けて解釈の統一をしていかなければならないと思うんです。その解釈を統一するときには例えば体育協会に加盟している団体については減免半分とか、加入してなくて自主的なところについては減免しませんとか、ある程度統一した基準を今まで曖昧に基準を設けていたものが基準を統一して考えて解釈してくださいよというふうな方向で市では進めていきますので、ちょっと体育・スポーツに対する温度差があるでしょうけども、ある程度温度差はありつつもそれを加味しながらもそういう何段階、3つ位の解釈に分けて行かざるを得ないというものが現状ではないかなというふうな事務局側としては気がしますので、それは行革の方での考え方ですけども、恐らくそういうふうになると思います。なら

なければ結局収入がある程度無いと今の現状では当然やっていけないと。

L 委員

減免の状況がいわゆるスポーツの育成の一環であったり、コミュニティセンターで地元の町内会が減免になっているのは住民自治の育成であったりそういう意味なんですよ。

事務局（企画調整課長 大庭）

もう1つは体育施設だけに今特化していますけども、実際は生涯学習施設も同じで良いのかという辺りについて、皆さんの体育だけでなく全体の考え方をお聞き出来ればと思いますので、部会長さんその辺の進行のベクトルを変えて頂ければと思うんですが。

部会長

生涯学習とか文化活動とかですか。

それは現状は負担はそれぞれ決まっている訳ですか。

事務局（企画調整課長 大庭）

一応体育施設と同じです。条例があって料金設定されていますけども、殆どが減免になっている現状だと思います。

A 委員

県の場合も、教育センター、児童会館や武道館など、「公の施設」の概念の中から見ても、その施設を使うに当たって本来の目的と目的外使用があります。利用の実態によって明確な料金の設定がなされています。

市でも検討されていると思いますが、今の体育施設の場合だってHさんが心配されるように目的外的なものだってあるだろうし、本来のスポーツのための利用もあるだろうし、また、目的以外の利用の場合の扱い方についても、公正に処理させるようにすべきであります。

部会長

減免というのはどれ位の減免なんですか。通常設定に比べて。施設によって違うのですか。

中嶋企画調整部長

減免というのは100%免除になります。

A 委員

減免というのは軽減と免除を指しておりますが、ここで「減免」というのは免除なんです。タダなんです。だから金額大したこと無いといつも使う人に言わせれば結構大きい金額になってしまう。

F 委員

うちの体育館なんか見ているとあそこには畳の部屋だとか会議室だとかそういう部屋があるんですよ。そうするとある意味では公民館的な使い方をされている場合があるんですよ。その辺りは今どういうふうになっているかは出張所長さんに聞かなければ分かりませんけども。

事務局（企画調整課長 大庭）

基本的には、先程議論色々ありました体育と同じで生涯学習施設も公の広い人達を使うという場合は100%減免免除になって来るでしょうし、例えば サークルとか固定された人達が受益になるとすれば、これは例えば半分とか3分の1とかの金額減免が方向性としてはなるでしょうし、先程言ったように本当に私的な物売りとか演説会とか、そういうようなものであればそれは減免ではなく100%貰いますよとか、だいたい3つ位になると思うんですよ。体育施設と同じような考え方で。それが生涯学習施設でもどうなのかという辺りが、とくに由利本荘市となると旧本荘市だけでなくて全市の話で統一なるので、その場合旧町の方々が特に受け入れられるのかなと私個人的に心配なところであります。

H 委員

もう1つはですね、公民館の関係なんだけども私の考えが古いのか分かりませんが、例えば各地区に出張所を兼ねて公民館がありますよね。この公民館に使用料を設定されていると思うんだけどそれは使った利用者に対する限られた使用料、これ一般の市民が会合を開く、地域の会合を開くと行ったときに、果たして公民館という私の考えるイメージから言いますと、使用料を取るという公民館というものが有り得るものでしょうかなと疑問に思うんです。

従ってそういう面から言うと、ここの表にこういうような出し方で我々に「どうしますか」という書き方がどうなのかなと私は思います。本当のことを言うとやはり公民館というのは人の家に集まって、或いは金持ちの家に集まってそこで話しをしたものが、それが民主主義であるかということになると、そうではないのだということで公民館というものが出来たと私は聞いたことがあるので、そういう趣旨から言いますとこういうふうにしてどういうものですかね。ただ経費節減しますから何時から何時までという制約があっては私は当然だと思うんです。ところが使用料をという議論になるものでしょうか。だからこの表にこれが上がっているということが何を議論すればいいのかなと私にしてみればそういう思いでいっぱいです。

A 委員

南内越地区ににある公民館の場合、公の公民館ですよ。川口の場合は完全に町内公民館だから社会教育法に基づく公民館に入るかどうかの問題点はあるけども、町内の公民館を町内で使う場合は問題無いけども、あの通り住民・戸数が多くなったこともあり、「冷暖房」整備のせいもあって、色んな人方が使いたくている訳ですよ。葬式の後の法事みたいなもの、それからお祝い事など、絶対貸されないかと言えば貸されないことは無い訳で

すので、色々な利用の状況を考えて利用料金を決めております。研修だとか、或いは町内会で使うとかは良いとしても、それを個人的に使うとなると時間設定して何時から何時までは幾ら、それから光熱水費は幾ら、そういうふうに決めている訳です。そんな高いもんではないですけども利用料金を決めています。南内越の場合も今F先生が言われたように、体育館に和室があるんですよ。他から使えば公民館と同じ使用料金です。

L 委員

ちょっと前段の話で申し訳ない。

資料の中で年間利用件数0が3箇所位あるんだけど、たまたま今年が無いだけですか。無ければ潰していけば良いだけだと思うんですが。例えば疑問を持つのは107番セミナーハウスは340万円も赤字出して件数0ですが、どんなもんですか。

中嶋企画調整部長

セミナーハウスについては、条例は条例としてあるんですけども、平成19年度に関しては国体の事務局として使いまして一般解放してなかったんですよ。その関係ですのうしたものが混在しますから、その点はまず。

栗林のスキー場、これは降雪の関係で雪が降らなくて開業が出来ないという。ただやはり設備は一定程度、準備だけはしなければいけないので。

産業研修センター、老朽化に伴って貸出をしていない。壊すにしても解体費用が出て来るので、その辺の関係で現状維持という状況です。

H 委員

一覧表ですっと上がっていますけども、1つずつ見ていくと例えば「健康増進センター」とはこれ何ですかというと、これ体育館ですか。

事務局

そうです。

H 委員

補助金で建ててる物について使用料をどうしても取られないというものもあるでしょ。それがここに赤になって出てくると赤になって見えるので、その辺のところもあるのでないかなと思われるので。

A 委員

本来の目的に使う場合とそれから本来の目的以外に使わせなければいけないことがあるということが実態なんだよ。

L 委員

空いていれば使わせても良いんだろうけど。使わせたら目的外が主になって目的が後になると困るんだけど。

部会長

中々その建物の種類・性質によって一律ではいけないと思うんですよ。そこが議論の難しさで、勿論公の施設に関する事なので市民のスポーツとか文化活動とか生涯教育のために良しとして建てた施設ですから、本来であれば使用料が全部無し方が良いことは良いんでしょうね。ところがそれでは財政が成り立たないので、赤字という表現は適当でないけどもある程度応分の負担はやはりどうしてもして行かなければならない、その幅を縮めましょうというのがこの議論だと思いますので、結局結論同じになるのですが、いくつか種類に分けてその応分の負担の割合を先程F先生が言われたように住民が納得いくような形で出せるように努力をしていくしか無いのではないのかな、というふうに結論的にはそう思いますけどね。

例えば街中だと我々公民館というものを使った経験がないんですよ。公民館でなく大抵神社だとか、肴町とか田町は神社があって、それは町内会を出しているお金の中で運営されているところが集会場所になっているし、それぞれの地域事情は違うでしょうし、今聞いたら川口は川口の町内会である程度お金を出して、行政でもお金を出してその地域で建てた公民館みたいな性質のところもあるでしょうし、一律に行かない難しさがあるので、ただ結果的に基本方針は同じなんですけどもこういう(1)の中で様々な議論が出ましたので、もう少し練り直して(1)についての問題の協議していきませんか。これだけで終わってしまいそうな位なのでまだまだ議論続きそうですけども。

4時を目処にということで進めて来ましたので次に進めて良いですか。また戻っても良いですけども。

(2)も関連するんですね、「住民自治のまちづくり」と「公の施設の在り方」に関する考え方ということで、前回少し議論が色々出ました。私も意見を言いましたけども、「出張所・公民館」というものを縮小というか、縮小傾向に持って行くというのではなくて、むしろ積極的に住民自治のまちづくりの拠点センターとして活用する方法をこの専門部会として、或いは地域協議会として政策提言をしたいということの部分です。

会長も視察をされて、少しご意見いただければ。

A委員

たまたま私は生涯学習の関係から、ひとづくり・まちづくりについて全県を回っている訳ですが、自治会とか町内会の在り方ということで、少し申し上げたいと思います。湯上で自治会長会議を開いたり、能代市の場合は「市民活動推進課」を設けて自治会、町内会に関する事務を扱っています。町内会、自治会と名前はともかくとして能代市の場合は、地域や町内での課題の解決、更には要望事項含めて市民活動推進課なんですよ。考え方として、これから何でもかんでも行政に頼る時代では無いと、だから行政も皆さん方の要望通りしたいけども、あなた方も自分方でやれるものがあったらやってください、しかしその支援は惜しまないという態度です。先程の公民館なんかの場合も地域でやはり自治活動を進めていくと言え、その軸になるのだから拠点がなくて住民自治活動しなさいと言っても難しと思います。町内会単位でと言ってもそれぞれの町内に公民館がある訳でもないし、そうかと言ってその拠点が無くても良いかと言え、そうはいかないと思います。

生涯学習振興法の本質として「生涯学習時代における公民館の果たすべき役割」ときちん
と謳っている訳だし、同時にそのことがまちづくりに繋がる大きなポイントだと思うので、
そういう意味で無くしてしまうとか縮小するでなくて、むしろそれを拡充して地域の活性
化を図るべきではないのかなという感じもしています。

特に地域内でなくて、あっちこっち歩く中で学ぶことも多く、この間岡山に行って来た
けど考え方が全然違う。そこをキチッと位置付けてそれが基本になっている。公民館が拠
点になっているんですよ。公民館というのは大体が生涯学習センターという名前に変えて
いる。名は体を表すので、まず実際に活動して行けば自然発生的にやることが決まってく
るよう感じますし、市の総合発展計画にあるように「住民自治のまちづくり」という
のは、行政と住民が一緒になってやっていこうとする姿も、結局そこにたどりつくのでは
ないかなと感じがいたしております。

そういう意味で色々改革の時代ではあるけども、まずは、それぞれの施設や、機関が持
っている機能と内容(実態)をきちんと把握した上で、総合的な検討するようであれば改
革にならないように思う。公民館の果たすべき役割というのは、また色んなところを見て歩
く上で大事なのではないかなという感じがします。検討の中でどういうふうな結論が出る
かちょっと分かりませんが、出来るのであれば我々としては、公民館だけはきちんと残
した形でむしろより充実した形で運営できるような方策を考えてもらえればありがたいな
と、私自身はそう思っています。

中嶋企画調整部長

ありがとうございます。

公民館を無くすというお話はしてませんので、そこだけは誤解の無いようにお
願いをしたい。

A委員

最初大分きついこと言っていたよ。無くなっても良いようなことを言っていたので、段
々お話しがそうも行かないなという形になったようだけでも、最初話したときは随分き
つい話しをしていた。

中嶋企画調整部長

公民館の運営の形と言いますか、提案した段階では職員に対しては、1つは出張所業務
についてはいわゆる行政用務については、委託できるものは委託、窓口関係は委託して、
それ以外のことは集中的に管理することが1つと、公民館については、職員については本
庄地域に関しては本庄中央公民館の中で集約していくと、それぞれの公民館には囑託の形
で館長さんを地域事情に詳しい方をお願いをしていくというふうな形で一番最初提案申し
上げたというふうに記憶していますので、公民館を無くしますという話はしていないと思
います。ですから形がですよ。

A委員

問題は無くすだけでなく、本来、生涯学習振興法から言えば社会教育施設に資格を持

った者がいなければ、訓示的の規制といってもいなければならないことになっている。そういうことから言えば囑託がどういう人が充てられるか分からないけども、知識のある人経験のある人がいなければ底辺の拡大は無いだろうと思って、ただ何かあったときに中央公民館から来てお話しするだけではいけない。そうではなく、地域の住民と企画の人が一緒になって、企画段階から一緒になって相談をし、力を合わせて前進するようにして欲しい。何か違うような気がする。

中嶋企画調整部長

担当制にして、企画段階から相談をするということです。

A委員

だとしたら、今うちの方に3人いるのが2人にしたらどうですかという話しとしてはまだ分かる。むしろ3人のうち1人が地域にもっと詳しい人が1人いた方がもっと場合によっては良いかもしれませんよ。「あなた方そういうけどもそうではない、皆さんの意向を聞いてみなさい」とそういう人がいてもいいかもしれない。ところが3人諸共いなくなっ
てですよ、別の方がボンと行って、その人が管理者といってもダメです。

中嶋企画調整部長

その時の提案の内容はですね。その後は、今の段階でどういう形を想定しているかというは、ちょっとまだ私も把握していないのであれですけども。いずれ去年説明した段階ではそういう状況です。

L委員

どんな感じでやっているんですか。

A委員

公民館では、それこそ郷土史研修会などの外、各種の研修会などの学習事業から健康増進の立場から体育の振興、まちづくり運動、花一杯運動、交通安全対策、安全・安心のまちづくり(街頭指導)、敬老会の実施、コミュニティ振興の諸施策などの地域振興など。

L委員

その地域の。

A委員

それが失礼けども街の中の人
は公民館がないから分からないんだよ。ところが地域住民にしてみれば、元々は昭和29年3月31日に合併して、それまでは南内越は村であった訳で、その中に行政があって議会があって運営していた訳だ。そういう大きなところから今度は更に大きくなって9万人都市になってしまっている訳ですよ。真ん中だけあって何かあったときにいきますよと言って、だから鳥海町からうちの方にさっぱり市長が来なくなっ
たとなる訳ですよ。だからなんだかの形で接点が。

中嶋企画調整部長

確かに公民館在り方については当然論議して行くことになるんですけども、ただ、いみじくも仰いましたように29年からずっとそのままなんですよ、50年。それでいいでしょうかというところも1つお考えいただきたいという。

A委員

修正を加えることは良いと思う。しかし無くす方向では意味がない。

中嶋企画調整部長

ですから、無くすという話しはしていないのでそこは誤解の無いように。形の在り方ですね。

事務局（企画調整課長 大庭）

今の議論の話しに行くと、会長さんについては南内越の方でいわゆる地区公民館と言われる南内越公民館があるところの住民ですし、松ヶ崎の方もいますが、他の方々はいわゆる旧本荘市の本荘地域の方々なので、その辺の置かれている立場あってよく分からないところがあったと思うんですよ。

そこのところを少し説明させて貰うと今の議論がそもそものようにいわゆる子吉・小友・石沢・南北・松ヶ崎の人にとっての地区公民館というものの重要性をいみじくも会長さんが熱弁したことだと思うんです。やはり昭和29年からずっとあったもので、非常に地区にとって大きい役割を果たしてきたということがあるものですから、いわゆる公民館が形を変えるときに上手に形を変えて貰わないと困るよというような話しなわけですよ。ところが旧本荘市の本荘地区の人達はそういうものが特別無かったもんですから、その辺のいわゆる温度差といいますか、食い違いがあると。それをいわゆる市の方で今言われているところの住民自治のまちづくりというものを考えた場合にはどうしても2通りに考えていかなければならないだろうと。旧子吉・小友・石沢・南北・松ヶ崎の地区の人達と旧本荘地区の人達の持っているイメージを整理しないと、十把一絡げではいけないような感じがあると。同じ事が他の旧町の人達の部分でもあると思う。そこのところをうまく整理したうえでなおかつどういうふうになればよろしいですかと。どういうふうになればいわゆる住民自治のまちづくりによる地域づくりが出来るのですかというところを上手く議論していかないといけない。

A委員

大庭さん、中心部の方々に言わせれば中身が良く分からないから、いらなければいらないのではないかなとなる。ところが各地区の公民館での協議が果たしてきた役割の中に、例えば消防施設1つについても、地域の人方がお金を出し合って第5分団を結成して、何かあったときに出勤することを含めて、手当を自分達が出してやっている。1つの例だよ。それから何か大きな事業がある場合にはこの公民館を軸にコミュニティ振興会となるものを作っておいて、そして総合的に、議会と同じなんだよそこで協議しなければ何も進まな

いわけなんです。それが真ん中の人は関係無いから、何やっているから分からないんですよ。その辺りを整理して掛からないと、簡単にいらぬのではないかとと言われても、例えば消防だけでなく衛生からみんなですよ。それがことごとくその人方で持っているわけですよ。相談して企画から協働作業まで。その軸になっているのが公民館なんだから、そこなんだよ違いが。

中嶋企画調整部長

ですから、そこに職員が、いわゆる公民館主事と言われる人がそこにいなければいけないのかということになってくる。その論議かなど。

A 委員

誰か土地の人方が代表してそれこそ行政との繋がり、例えば消防施設にしても住民だけで勝手に出来ないでしょ。例えば消防であれば消防本部があるわけでしょ。組織的に消防法でこういう傘下になっているわけ、ところがそれだって何かあれば本部から来てもらって、お話しをして「よし分かった」と、そういうことであればうちの方でどうするかと人員構成どうするかと、各町内の役割分担はどうなのかと、それは人員的な問題だけでなく、作業のことから連絡網から経費の問題がある。色々あるわけです。消防小屋を建てて駐在する場所を作っている。

そういうことというのは街部の方は関係がないから分からない。何で公民館が必要なのとなってしまう。それは合併するときの大きな課題としてあったんだけども変わっていない。難儀して全部行政にやって貰えれば一番良いんだけども、それでやっていけるかどうかという問題。合併した今の問題も鳥海町辺りでお父さん方が冬期間出稼ぎに行ってしまう。消防体制どうするか。女性消防もあったけど今危険だということで止めたようだけど。そうすれば何か緊急に呼ばれたときに対応できない。そういう問題が実際分かっているかどうか。

L 委員

分からないけども、合理化するところなんだろうな。街場ではそれが無くてもそれなりに。

A 委員

街場ではここの消防本部がやってくれているんだよ。消防1つを捉えれば。

中嶋企画調整部長

ですから消防本部が地区もやるということです。エリアが広がった。昔よりも行動力が、車社会の進展ですよ、それから情報通信網の整備とかで50年前に比べれば連絡通信手段という格段に進歩しているふうな側面もあって合併が進んでいる訳ですけども、そういう社会情勢の中で今仰ったようなことがですよ、消防本部直轄の中で例えば出来ないのかというふうなことも含めて。

A 委員

それでやってくれれば何も問題がないんですよ。消防施設を含めてやってくれればいいですよ。

中嶋企画調整部長

本荘地区の中はやっているわけですから同じ形でやるという。

A 委員

人員の問題はどうするの。消防団員。

中嶋企画調整部長

団員は分団の中で、当然勧誘するなりしていかなければならないことですから。それは確保していかなければならない。

A 委員

消防団員の手当も町内の場合であれば全部負担でしょ。

中嶋企画調整部長

それは私設消防団ですか。第何分団とかでないのですか。

A 委員

分団の中でというか、町内でも分団の人達に金を払っている。管理費もです。

中嶋企画調整部長

町内ですか。

A 委員

払っている。あなた方それが分からないからダメなんです。街の人方それが分からないんだ。何もかも一緒にしていないのではないかという話しになるのはとんでもない話です。無くて良ければ一番良いのだ。

H 委員

市内にだって私立の消防団がある。それが寄付金もらいに回って歩くんです。自分達の町内でも出していたけども、今私立消防は無くなったのかな。

A 委員

人的な要素の他に金を出しているんです。そして管理費も出しているんです。

F 委員

共済会でも助成金を出しています。

A 委員

よく調べてください。そういうこと分からないでいらぬのではないかとと言われても。

中嶋企画調整部長

そのことも含めて検討しなければ、今その問題を論じる場所でないもんだから。

A 委員

検討すると言っても総合的にそういうことを含めて、細かいこと言うようだけでもそこから辺まで考えていかないと、ただ今度こっちの方から何かあったとき行きますよと出来るかと言えばそうはいかないよと言いたい。

H 委員

南内越と松ヶ崎の場合は独特な共済会とかコミュニティがあると思うので、コミュニティ会費や共済会費というのを別々に町内会費以外に出しているでしょ。恐らく松ヶ崎と南内越だけではないかと思うんですか。

A 委員

いやいやまさか。

振興会作っているのは全市でうちの方だけだと思うけども、団体を構成して何かあったときにいちいち相談しないで1回でポンとできる。

それは子吉だって同じでしょ。

中嶋企画調整部長

町内会が負担金として収めるのですか。

A 委員

町内会でなくて、町内会費の中にその要素を入れて、会費として集めて、それを消防団員に渡す。人件費もそうだし、当然でしょ。

F 委員

松ヶ崎の場合は松ヶ崎共済会が社団法人になっている。その下に各町内会があって町内会費を出して更に共済会費年1万1千円出して二重構造みたいになっていて、その上に振興会があって三川からずっと道川の近くまでカバーしているのが振興会です。

A 委員

町内の今言った組織の他に第5分団がなっている訳。分団構成をしてそれが集まるときに、何かあれば集まっているんです。そういう組織というのは街の人は関係無いから分からなければ分からないのです。そういうところを全部含めてトータルして検討されなければ、公民館は学習事業だけではないんだということです。

部会長

私は前々からの持論で街部だけでもね、その地域にそういうのは必要だという立場なんです。それは合併して行政効率を集中化を求める中の流れとしては分かりますよ、行政効率という意味では。でもここで議論するのは、あくまで住民自治をどうやってこの合併した由利本荘市の中で推進して行くかと、そういう仕組みを考えた場合に地域に拠点は必要だろうと、100年も続いている村の単位の時代からの何100個に1箇所の拠点。それが3人から2人なら、或いは1人ならまだ分かる。でもそれを0にして必要に応じたときに行くというのでは、そこは中々拠点にはならないですよ。ある程度顔の見える範囲のところに1人の市の担当者なのか公民館の担当者などがいて、例え行かなくても開いているということがその拠点の意味でしょうから、逆にそこで色々な消防とか防災とか様々な話し合いをする場所として使われて、その相談役に市の職員の詳しい人がいて、むしろその人が必要に応じて中央に来れば良いんですよ。それが8つの町に8人位も配置出来ないのかという立場に立つのです。こと住民自治という視点に立てばその拠点として、私は市役所職員でも良いですし、公民館の誰かでも良いですし誰かがいた中でやっていって、それを担当する課がさっき言った例えば能代市であれば市民活力推進課とか、名前は色々あっても良いと思いますが、本部はここにあって旧本荘の人方はここに集中的な相談が良いでしょうけども、各町部については、それぞれの拠点でそれぞれ連携を取りながら、上手く言えないけども、集中の大事なところと分散して大事な部分と両方兼合わせたような組織機構改革をね。

A委員

その推進課に町内会の代表だとかしょっちゅう出入りすれば。

L委員

ということは我々より恵まれているんだね。これは旧合併の条件だったりしてな。無いところで育ったもんだからあまり必要と感じなかったけども。

A委員

本市では「安全安心のまちづくり」をまちづくりの方針としています。この間全県の会議があって出たんだけど、秋田市の場合は新聞には出ないけども子供が連れて行かれる、引っ張られるということがしょっちゅうなんです。うちの方で5年前からか安全安心のまちづくりというのを進めていて、今も町内会で50人それからPTAで90人140人編成ですよ。そして毎朝の登校時と下校時の2時から時間差を設けて4時位まで2箇所の街頭に立って、子供達の安心安全を守る。交通安全を兼ねてだけでもな。だから毎朝街頭に立っている訳です。これだったって1人PTAで決めたのでもない。これは結局は公民館の中で総合的に事故があってからでは間に合わないと。だから市の方で何とかしてくれ防犯の方からでも指示があればもう少し動きやすいのだけど、何の指示もないから結局町内会の中で相談して、役員を含めて出れる人50人集めてPTAで90人の140人編成でやるかということで今やっている訳で。お陰様で事故はまるっきりというか無くなった。

立っている意味があるんですよ。だからこれも結局そういうことに来るんだらうと思うんだよな。

部会長

秋田市辺りはそれぞれのエリア毎にコミュニティセンターがありますよね。大きなエリア毎に。あれは市の施設で市の職員もいるのでしょうか。

中嶋企画調整部長

市の施設で、今後は住民に指定管理していく、住民組織に。そういう方向です秋田市は。全部で4つか5つ位ですな。

部会長

いままでは市の職員は1人位はいたのですか。

中嶋企画調整部長

今までは行政事務自体は支所ですから、コミュニティセンター自体に職員がいたかは、ちょっとはっきりしません。

部会長

それは、そういう施設やそういう活動があって段々成長して行って、住民が入って行くようにしていきますよと言うのは進んで行った形ですから、それはそれで良いと思いますよ。今は無い訳ですから。

中嶋企画調整部長

例えば、今のような形で南内越のように下地のあるところについては、そういう形で行くことは出来ないものでしょうかなということもあります。

A委員

皆さんに相談して、皆さんがその位であれば出来ないことはない。それが自分のためでもあるし、人のためでもある。「安全安心のまちづくり」と言っただけで出来ることではない、行動が伴わなければならない。その辺が無くて、何かあったら行きますよみたいな形では、ブロックの安全が図れるかということなんです。

中嶋企画調整部長

拠点が必要だという考え方は、提案している内容は同じです。後はですから拠点の在り方についてどのようにしていくかと言うことをこの場でなくても少しご意見なり論議していけば、こちらはその形をですよ、たたき台をまだ今のところ作っていない状況ですから、その辺をもう少しこの後時間をかけて話しをさせてもらえればと思います。

A委員

機会があったら、企画調整部長さんにもこの会を通しての皆様方の意向をきちんと伝えてもらいたい。改善される中身の中にそれらしきものになるように言ってもらいたい。

L 委員

民間にも管理委託出来るように条文変わったでしょ。

中嶋企画調整部長

あれは指定管理です。

事務局（企画調整課長 大庭）

例えばですよ。今の話しで行けば南の公民館を指定管理までするじゃないですか。するということは地域でその建物は運営して貰うんだと。中に入る職員として、役所職員の公民館の主事は中に1人置きます。公民館だけ管理は公民館にいる役所職員がやるのではなくて、地域の人達で運営して貰いますとかというふうな、例えばですよそういうふうなやり方も無い訳では無いですよ。

そうなると役所側とすれば人員の削減に繋がって行くし、地域にとっては公民館の専門職の人がいて、指定管理者になる人の長には地域の公民館活動的なものをしてきた人で相談役になれる人を置くとかという手もある。色んな形態があるわけですけども、どうも今話しすればそういうふうなものがちょっとお互いの折り合いのところに近づいて、具体的話しをすればですよ、いけるのかなという気も。

A 委員

各地域でそれぞれやり方が違うから、うちの方が良いと決して思っていないけども、もっと良いことをやっていらっしゃるところがあると思うんだよな。ただうちの方の場合、今言ったように何を相談するにも町内会長だけでなく40人体制で構成するコミュニティ振興会なるものを作っております。それがボンとボタンを押せばバツと集まって、何か1つのテーブルで政策協議出来るようになってから良いわけ。その組織すら無いところにこれから作らなければならない。

部会長

今例えば、町内会自治会でこういう問題を考えたいときには、どういう市の担当に行ってやったらいいのか。担当課は何処になりますか。

中嶋企画調整部長

今のところはここです。

事務局（企画調整課長 大庭）

実はですね、それについて問題があるというのは、つまり私が思うのは、生涯学習という言葉出てきたときに公民館というものが崩壊してしまったと思うんです。つまり公民館というものと生涯学習というふうに名前が変わってしまったけども、私は公民館の方が良

かったと思います。いわゆる昔の公民館というようなもの。というのは言っているように地域の中心になって、そこで役所の人がいる。今なってしまうと、生涯学習といえば勝手に自分で趣味でやればいいじゃないですかというような意味なんですよ。そういう意味で行くと社会教育なんですよ。社会教育で人づくりして、地域づくりをしていける時、つまり今から30年40年前の形態が良かったのではないかと思うんです。今時代が変わって変わって来てですね、実際に今、部会長さんが仰ったように今話ししているようなものについて相談する窓口は何処ですかとなれば企画調整課なんです。それは県もそうなんです。県もいわゆる教育機関でなくて一般行政機関になってしまっている。それが良いのかどうかとなったときに立場的に非常に難しいんです。今お話ししていることを地域に入行って地域の人達といわゆる社会教育をするという。だから組織的にそれを賄うために他の市にも見られますけども、市民協働課とか何とか課とかというふうに対住民の組織づくりを強化したいようなイメージで課を作っているところが多いんです。今のところ由利本荘市にはそういうところがないので、非常にそういう部分では遅れていると私は思います。ですから先程仰っているようにその役所側の組織の問題もあるだろうということは認識しています。

A 委員

だから課内室、室でも良いから、こういう問題についてここに行けば良いと、或いはここで相談を受けれるんだという場所が無いといけないんですよ。それは課内室でも良いと思う、必ずしも何々課でなければならぬと思う。だから5人編成でも6人編成でも良いけども、そこに行けば我々の課題、問題点を解決してくれるところがここだというようなのがあれば大分違うと思うんです。

L 委員

前、総合支所があったときは良かったんです。つうかあで本当にやりやすかったんですよ。

H 委員

ただですよ、聞くところによりますと石脇の方は個々の町内のまちづくりがそれぞれ行われていて、それがその横の連絡ということで会長会議や公民館長会議とか色々、いわゆる実質的な住民のまちづくり、コミュニティの活動をしていると私は聞いています。

もう1つはこの中央部といえは語弊がありますが、まず中央部と申しましょう。この中でも私は各町内は会長さんがちゃんとして、組織体は非常に関連の活動をやる体制に私はあるのではないかと考えている。というのは会長さんがちゃんとしている、副会長さんがいると思うし、公民館長さんがいる、衛生班長さんもいる、個々であるものをどのような連携プレーをするかということに1つの拠点のようなもの市の方で定めていくか、或いは町内会長会議を頻繁に開いていくか、公民館長会議でいくかというふうなこんな考え方が一番の住民自治のまちづくりということに、かなり大きく繋がっていくのではないかなと。

市政便りを配布するといっても、私は大の道なんだけどもアパートもいっぱいあって色

んな問題があるんです。ところがそれを乗り越えて色々な問題点分かっていると思うけども、それを乗り越えて町内会としてはきちんとした体制でもって今の道の道は、やっているとは私は思っておりますので、そういうちゃんとした個々の町内会がありますから、そういう町内会をどのようにして連携をしていくかというところに、市としても担当の方では考えていくべきでないかと私は思います。

A 委員

お願いだけでもね、そういうふうに行行政の方でもここにこういう課を作りますと、そこでこういう事務を担いますということが1つ。次にやはり今Hさんが話されたように、それぞれの町内会の行動が今どちらかというまちまちとしていると思う。それが町村部の方で同じようなことやっているようだけど、1つの方針に従ってやっているかというところ必ずしもそうではない。特に公民館活動だとか、今あなた方が心配される学習事業なんかは、公民館の活動の中でもかなり開きがあると思う。365日200日以上公民館を使われているところもあれば、後は飲み方の集会だけで公民館を使うということもある。それではないと思う。2つ目をお願いしたいとすれば、町内会長協議会みたいなものがやはりやるべきではないかと思えます。そこで行政側からお願いすることもあるだろう、或いはこういうふうになって貰いたいという希望もあるだろう。住民サイドからのそれぞれの課題もあるだろうし、問題点もあるかもしれないけども総合的にコントロールする機会が必要でないかなと考えます。

部会長

それは専門部会として提言しても良いわけでしょう。

住民自治を推進するためにはむしろ担当部署を設けて、住民自治のための機構改革をした方が良いのではないかと。だから先程言った全体の人員削減の話は分かるんですよ。でも削減してはいけない場所がある訳です。住民自治の部分は何人担当になるかは別にして、8人とか10人とかいうのは必要な部署だと思うんですよ。

L 委員

会長会議というのは会議体でもって、主体性を持った組織でないと進まないんですよ。今は市役所でもって何か用事ある時に集まれということをやっているわけでしょう。ただ意見を交換する場所であって、町内会側の意見はどうなのかということとそういうことを意見する場所ではない。だからやはり町内会長会議という1つの組織体を作ってお互いの立場で意見交換を出来るような組織がやはり必要だと思います。ただ連絡調整するためだけでなくね。

それは何か作るときに私も参加してましたけど、そういう論議がないまま出来たような感じがしましたけどもね。行政協力員の制度が変わったもんだからそれに便乗した形で行政協力員協力会も無くなったし、町内会長会議をやると言っても単なる連絡調整の場所だと。それから年間数回に渡って旧市内10ブロックあるけども、その10ブロックの代表者2人ずつ呼んで4回程度の会議をやると、これもまだ全然やっていない訳だからね。しっかりした会議体を作っていくことが私達住民自治の発展に繋がるのではないかなと思っ

ています。

F 委員

それぞれの地域には、その地域の特徴を持った組織があるからね。その特長を活かすようなまちづくりというものを考えなければならない。

A 委員

それぞれの市町村に個性あるまちづくりと言っているけども、それが各町内がそれぞれが伝統的なものがあるって自分でやっていることが良いと思っているかもしれないけども、他のところがもっと良いことをやっているかもしれないわけ。ところがそれだって集まって協議してみないと分からないことでもあると思う。

H 委員

町内に帰りますと町内の会員はうちであれば月幾らという会費をきちんと納めているし、回ってもらいに行くあれも順番に回っているし、ちゃんと回ってみんな町内について関心を持っているんです。当然の話。ところがみんな関心を持っているということは行政について、色んな行政との繋がりや要素をいっぱい持っている。個人個人みんな持っているんです。

それをどのようにしてこの住民自治のまちづくりというふうなところに繋げていくかというところが、これはあんまり難しい問題では無いのではないかと私は思うんだけど、そこで今色んな話し合いになっているところの町内会長会議とか、公民館長会議とか、それは開き方もあると思うんです。開き方をよく考えて、旧町内1回でみんな集めて通り一遍の説明でもいけないと思うし、その辺のところ、地域地域の課題もあるだろうし、そういうものをどう汲み上げるか色んなやり方、テクニックがあると思うので、そこは十分に考慮しながら、やはり纏めていける要素が多分にあると思います。

A 委員

その会が要望大会になるとは決して思わないけども、しかしその中で住民通しの中でこういうことを必ずしもお金を掛けなくても、我々でも出来ることではないかとお互いに出し合う形の中でもう少し主体性のあるというか自主的な運営が図られるのではないかと思う。だから集まって行政からのお話があって考えて進めるよりは、むしろ住民サイドが集まる中で要望だけでなく、そう言ったって我々で何かできることはないかということだったって、活力あるまちづくりのための話し合いや、お互い良い意味で競争し合うことが会議の意味があると思う。是非町内会長会議を開くようにしてもらいたい。もう会長でないから俺は参加出来ないけども。かつて14年間やってきたが、何回かそう思ってたか分からない。結局佐々木さんが仰るように機会ある毎に話は出たが出来なかった。

部会長

それはやっぱり情報交換や要望だけでなく、そういうことをやる部署があれば。部署があれば繋げたり、場合によっては政策に持っていったりとか、それは有った方がずっと

良い、無いよりは。

H委員

ただ要望団体になってしまえばダメなんですよ。

A委員

全くその通り。それはダメだ。

この間の魁についていたけども、何が我々で出来るかをまず考えるべきだとあの視点は非常に良いなと思って。

部会長

大分時間が経ちましたので、20分以上延ばしたので、今も前回と同じくかなり深まったと思いますので少し文章化して頂いて、あと5分10分で終わりたいと思いますので、3番の文化複合施設に関する考え方に何かこれといって意見を持っている人があれば。もう既に本設計も決まって、業者も決まって、議会も通りましたので、後はハードとしては動き出すと思いますので、そのハードに対してどんなソフトというか、全体に提言出来るかということだと思いますので。

H委員

1つ良いですか。

提言と言うよりも私は心配する面が1つあるので。というのはこの複合施設をここまで練り上げる段階でかなり市民の要望を聞いているんです。でありますから、逆に厳しさを増していくと何のためだと批判が来ると思いますし、これの維持管理というものは金の掛からないような方法が当然必要。やはり住民の、いわゆる使う人が応分の負担をするんだというこの意識をきちんと植え付けていかないと。かなり市民の要望を取り入れた施設だというふうに聞いておりますので、その辺のところ出だしが出発が肝心ですから、後からまた値上げしますとか、ここを変えますといった場合には、負担の掛かることでは大変難しいと思いますので、その辺のところは十分考慮して出発をしていくべきでないかなと。中身はあと決まりましたので。かなり多目的に使える場合もあるでしょうし、例えば子育て問題も取り上げておりますし、市民の憩いの問題も取り上げていますし、色んなところを取り上げている。ここで規制を加えれと言う意味ではないけども、やはりある面においては厳しさ、ある面においては優しさ、そんなものを中々難しいと思うんだけども、そういうことを十分考慮して出発するべきでないかなと私は思っています。

B委員

地域協議会の第2分科会なもんですから、健康福祉環境というテーマでして、その時の話しの中でですね、実は中側の話は決まっているけども、周りの話しが盛んに出たんです。周りにそういうふうなものが何か無いかなと。ふと考えたらこの間中横町の防災の簡易トイレだとか設置されているんですね。あの椅子を見るとですね、やはり普通ベンチとかあいうものは普通の木で作ったり鉄で作っているから大体みんなすぐダメになってしま

う。ところがあれはいわゆるそういうものに強い木を使っているみたいですね。アクアパルにある床と同じようなあいう木を使っているようです。そうするとあいうものがあれば、要するにそこで休むことが出来る。本当は私は複合施設の中は中で良いんですけども、周りはいわゆるそういうモデル地区に出来ないのかなと。いわゆる年寄りに優しい地域に出来ないかなというふうに思うんです。それはですね市内に100円バスが回っていますが、ところがあそこから下りてくるのは殆ど年寄りなんです。ところが年寄りがそこから下りてくるとですね、まず何をするかというと、バスの立っているところに座るんですよ。要する座るかまた次のところに歩いて座るか、考えてみたら街の中座るところがないんですよ。昔はバス停というのは必ず座る場所があったんですが、今はないんです。結局年寄りに優しいバスを運営していながら、年寄りが下りたときに優しくないわけですよ。ただそれは何処にでも作るわけに行かないので、まず出来ればこの周りにそういうものを作ってモデル地区みたいなものを作れないものかということをやっとその後考えたりしていました。

L 委員

それにプラスして夜も明るい施設を作って欲しい。本荘の大町なんかは夜になれば本当に暗い。暗いと犯罪を誘発しますし、活気も感じないんですよ。ですから夜も明るい施設を作ってもらいたい。

E 委員

あと複合施設の利用時間・曜日・休館日もやはり我々民間の方が利用しやすい時間というのを朝早くからとは言わないが夜は遅くまではやって欲しいなど。

L 委員

24時間と言わないけどもな。

部会長

前も言いました「桜ホール」では、9時から夜の10時まで。それで財団法人化している。こういう施設ですから先程の議論でないけども財団法人では100%全部は無理なので、私の記憶するかぎりでは20人位職員がいます。20人の内の3分の1の7人から8人は市役所から派遣された職員です。残りの13人は財団法人の職員として自らそこを働き場所として自分たちの給料を生み出している。少し合体したような、今から議論しないと、スタートしてからは遅いですからね。建物はもうほぼ決まって、たぶん私も設計に関わってきて色々な要望を取り入れて、すばらしい建物が出来ると思います。出来ると思うけど持ち腐れにならないようにね、今から1年2年かけてどういう運営をしていくかというのがすごい問われますよね。それで運用されなければ何十億かけて何作ったとなってしまう。

A 委員

大庭さん1つお願いだけでも。その検討委員会のメンバーでありながら5回位までやっ

たけども、その時から若干模様変わっているようだもの。現時点で設計にかける段階での案を貰えないものだろうか。変わっているんだよ。最後のやつ。

事務局（企画調整課長 大庭）

担当の方に最終的なものが提供できないかということを少し話ししてみます。

部会長

全部でなくてもパースでもあれば良いと思います。

I 委員

この文化施設の利用料とかそういうのはもう決まっているんですか。まだそこまでいかないのですか。せっかく良い場所に良いものが出来ても、アクアパルのような高い利用料では、若者が使えないというのが出たんですね。若者は秋田に行くと、駅とかアルベのあたりで何かやっているみたいですけども、本荘の駅前を賑やかにするためにも、若者が使えるような利用料というようなもの、応分の負担応分の負担というのはいつも出ますけども、まずみんな無料にしるとも減免にしるとも申し上げませんが、利用しやすい料金の設定をですね、検討していただきたい。

部会長

多分ですけど、我々が見た限りのやつでは、公共用空間というかスペースを広く取っているはずなので、そういう部分は全くの無料空間ですよ。そこに椅子とかテーブルとか並べて、アルベもそうですよね。あの広い空間の中でみんな色々な意味でのたまり場になっていますよね。勉強したり遊んだり、あれが本当は大事な空間だと、特にこの冬の時期は。

I 委員

若者がイキイキとするところを目指して欲しい。年寄ったら尚更そう思いますので、お願いします。

L 委員

年寄りもイキイキするようにね。

部会長

時間も時間なので、少し最後の方は十分な議論が出来ませんでしたけども、随分色々なご意見を頂いたと思いますので、またそれを反映させて事務局は大変ですけども、少しまた今の3つの論点を少し書き変えて頂いて、1月22日の専門部会に臨みたいと思いますので一応これで閉じたいと思います。ありがとうございました。

4 . 閉 会